

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年5月10日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年4月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かみえちご山里ファン倶楽部
- 3 代表者の氏名
和瀬田 仙二
- 4 主たる事務所の所在地
上越市大字増沢 962 番地 1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、会員及び地域振興と環境保全を願う市民に対して、ボランティア活動、上越市西部中山間地域における里と山の自然・景観・文化を守る事業活動を行い、もって農・林・漁業の振興によるまちづくりと環境保全及び山里文化を育むことを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 子どもの健全育成を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動、環境の保全を図る活動、学術、文化、芸術等の振興を図る活動を行い、第1条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><u>(1) 地域振興及び環境の保全に関するボランティア活動、及び地域活動支援事業</u></p> <p><u>(2) 地域振興及び環境の保全に関する体験事業、販売事業、及び人材育成・派遣事業</u></p> <p><u>(3) 地域振興及び環境の保全に関する受託事業</u></p> <p><u>(4) 地域振興及び環境の保全に関する調査・研究・企画事業</u></p> <p><u>(5) 前各号の事業に付帯する事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 この法人は、特定非営利活動促進法第2条別表3号、4号、5号、11号及び12号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。</p> <p><u>① 山里基金の管理運営</u></p> <p><u>② 地域振興及び環境の保全に関するボランティア活動及び事業の相談活動</u></p> <p><u>③ 地域振興及び環境の保全に関する調査・研究開発事業</u></p> <p><u>④ 地域振興及び環境の保全に関する受託事業</u></p> <p><u>⑤ 地域振興及び環境の保全に関する人材派遣事業</u></p> <p><u>⑥ 上越市西部中山間地域などで活動するグループへの支援事業</u></p> <p><u>⑦ 上越市西部中山間地域などをフィールドにした各種事業の企画活動</u></p> <p><u>⑧ 前各号の事業に付帯する事業</u></p>